

# 会議室利用申請書

令和 年 月 日

静岡県総合社会福祉会館指定管理者

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会会長 様

電話 054-254-5221

FAX 054-254-5210

E-mail kaikan@shizuoka-wel.jp

申請者 所在地 (住所)

団体名・会社名	
連絡責任者氏名	電話 ( )
FAX	E-mail

会議室を利用したいので、別紙注意事項を確認の上、次のとおり申請します。

### 申請内容

(太枠内を記入してください。)

(※は会館記入欄)

利用年月日	会議室番号	利用時間 (該当に○)	利用人員	利用目的 (案内掲示用)	※利用料
令和 年 月 日		9:00~12:00	人		円
		13:00~17:00			
		17:30~21:00			
令和 年 月 日		9:00~12:00	人		円
		13:00~17:00			
		17:30~21:00			
令和 年 月 日		9:00~12:00	人		円
		13:00~17:00			
		17:30~21:00			
令和 年 月 日		9:00~12:00	人		円
		13:00~17:00			
		17:30~21:00			
令和 年 月 日		9:00~12:00	人		円
		13:00~17:00			
		17:30~21:00			
令和 年 月 日		9:00~12:00	人		円
		13:00~17:00			
		17:30~21:00			
令和 年 月 日		9:00~12:00	人		円
		13:00~17:00			
		17:30~21:00			
令和 年 月 日		9:00~12:00	人		円
		13:00~17:00			
		17:30~21:00			
令和 年 月 日		9:00~12:00	人		円
		13:00~17:00			
		17:30~21:00			
合計					円

※利用者区分	福祉 ・ 一般	※承認年月日		※領収年月日	
--------	---------	--------	--	--------	--

※ 申請書を記入の前にお読みください。

- 1 申請者の名称（氏名）は、実際に利用される方の名称（氏名）を記入ください。
- 2 「連絡責任者氏名」は、この申請に関して応答いただける方の氏名を記入してください。
- 3 利用日が2日以上にわたる場合は、利用日ごとに欄を変えてください。
- 4 利用料金は申請書ごとに支払っていただきますので、複数の申請をされる際は支払計画に合わせて申請書を分けてください。
- 5 社会福祉団体として申請される場合は、社会福祉団体であることを証する書類の提示を求めることがあります。
- 6 利用時間の区分以外で利用はできません。
- 7 103会議室を展示ギャラリーとして御利用になる場合にお受けできる利用時間は、9:00～17:00のみです。
- 8 利用時間には、開始の準備から終了後の後片付けに要する時間も含まれておりますので、御注意ください。
- 9 会議に参加される方は、当会館駐車場を利用できませんので御注意ください。（障害者を除く）

<会議室利用の注意事項>

- 1 利用日の15日前からは、予約の取り消し、変更はできませんので御注意ください。（平成31年4月1日現在）
- 2 利用料は、前払いとなっています。お早めに納入してください。振込先口座は次のとおりです。

銀行名	静岡銀行本店
預金名義人	(福) 静岡県社会福祉協議会会長 <small>かんばらひろふみ</small> 神原 啓文 (振込手数料は御負担願います。)
預金の種類	普通預金
口座番号	1363748

- 3 当日は、御利用に先立ち、この「承認書」と利用料が振込み済みであることを確認できる書類の提示を求めることがあります。
- 4 当該催事への参加者は、当会館駐車場に駐車できませんので、予め参加者に周知しておいてください（障害者を除く）。
- 5 利用時間を超過した場合、超過した側の時間帯の利用料を追加納入いただくこととなりますので、利用時間を超過することのないよう御注意ください。
- 6 入室定員は必ず守ってください。また、定員内であっても混雑が予測される場合は、十分な整理員を配置してください。
- 7 終了時には、机、椅子その他の設備類は利用前の状態に戻してください。
- 8 貸し出しを受けて使用した茶器セット、水差し等は洗って返してください。
- 9 設備、備品などを棄損した時は、損害を賠償していただきます。
- 10 持ち込んだ物品類は、利用者の責任において管理してください。
- 11 会館内では次の事項は禁止しております。
  - ① 所定の場所以外での喫煙
  - ② 喧嘩または示威行為
  - ③ 器物等の汚損または損傷
  - ④ 動物の携行（補助犬を除く）
  - ⑤ 営利を目的とした行為
  - ⑥ 会館内での飲酒
  - ⑦ その他、他人への迷惑や管理上支障となる行為
- 12 次の行為は許可を受けてください。
  - ① 暖房器具、電熱器、その他の火器を使用するとき
  - ② 宣伝文、ポスター、ビラ、その他これらに類するものを掲示し、または配布するとき
  - ③ 特別な設備を設置し、または特別な装飾を施すとき